

公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会 会員の種別、入会及び退会等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第3章に基づき、本会の会員並びにその入会及び退会等の手続きに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準会員及び賛助会員等)

第2条 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許のいずれか（以下「免許」という。）を有する者（以下「鍼灸マッサージ師」という。）のうち、定款第3条に規定する都道府県鍼灸マッサージ師会及びこれに準ずる団体（以下「都道府県師会」という。）の会員である次のいずれかに該当する者については、定款第5条第1項第2号に規定する準会員として入会を認めることができるものとする。

(1) 免許取得後5年未満の者

(2) 本会の正会員歴（社団法人全日本鍼灸マッサージ師会の正会員歴を含む。）が20年以上であって、かつ、75歳以上の者

(3) 本会の正会員の経営する施術所に勤務する鍼灸マッサージ師

2 準会員が次のいずれかに該当する場合には、そのときから翌年度当初までの間にその会員種別を正会員に変更するものとする。

(1) 正会員への種別変更を希望したとき。

(2) 前項に該当しなくなったとき。

3 定款第5条第1項第3号の賛助会員は、施術所を経営して鍼灸マッサージ師を雇用する等鍼灸マッサージと密接な関係を有する者であって、本会の事業に協賛し、賛助会員として入会を希望し入会したものとする。

4 準会員、賛助会員及び定款第5条第1項第4号の名誉会員は、定款第12条の代議員選挙の選挙権及び被選挙権その他の権利を有しない。ただし、本会のホームページにおける会員ページの閲覧、各種研修会等への会員費用での参加等の会員向けサービスは、正会員同様に受けることができるものとする。

(入会及び退会手続き)

第3条 本会会員として入会手続き、退会手続き、その他会員管理に関する事務の一部は、次条第2項に規定する場合を除き、都道府県師会に依頼してこれを行うものとする。

2 前項の事務の依頼に当たっては、正会員の入会及び退会について不当な差別的取扱いが行われないこと、その他の必要事項について、本会と都道府県師会との間で予め合意しておくものとする。

(入会申込み等)

第4条 正会員、準会員、及び賛助会員として入会を希望する者は、別紙1の入会申込書に必要事項を記入、押印のうえ、入会金及び当該事業年度分の会費を添えて、又は、都道府県師会が指定する銀行口座にこれを振込む等により、都道府県師会を経由して本会に入会申し込みを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、賛助会員の入会申し込み手続きについて、都道府県師会に依頼することが困難であると理事会が認める場合には、賛助会員として入会を希望する者は、前項と同様別紙1の入会申込書に必要事項を記入、押印のうえ、入会金及び当該事業年度分の会費を添えて、又は、本会が指定する銀行口座にこれを振込む等により、本会に対し入会申し込みができるものとする。

3 第1項の入会申込書等の提出を受けた都道府県師会は、定款第5条及び第2条に規定する入会資格等をチェックしたうえで、理事会が別に定めるところにより本会にその旨報告するとともに、入会金及び当該事業年度分の会費については、明細を付して本会に送金するものとする。

(入会の承認等)

第5条 前条により入会申し込みのあった者については、本会において直近の理事会に承認を諮るものとする。

2 理事会は、次のいずれかに該当する者の入会を承認しないことができるものとする。

(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1項第1号のロからニまでのいずれかに該当する者

(2) 定款第9条に基づき除名処分を受けた者であって、処分を受けた日から5年を経過しないもの

(3) 定款第10条第1項第1号に基づき本会の会員としての資格を喪失した者で、資格喪失の原因となった会費が未納のもの

(4) 入会申し込みの際に虚偽の届出をした者

3 理事会で承認を得た入会者に対しては、会員番号を付したうえで入会を承認した旨本会から本人あて通知するものとし、入会者は、本会又は都道府県師会に本会への入会申し込みをした日に本会の会員資格を取得したものとする。

4 理事会で入会の承認が得られなかった者に対しては、その理由を付して本会から本人に対し通知するとともに、前条第1項及び第2項の規定により納入された金員を返還するものとする。

5 名誉会員については、本会の役員及び都道府県師会の会長が候補者を推薦できるものとし、推薦があった場合には、予め本人の意向を確認し、本人の同意を得たうえで理事会が承認を行うものとする。

(退会等)

- 第6条 会員が任意に退会しようとする場合には、別紙2の退会届に記名、押印のうえ、第4条第2項の規定に基づき入会申し込みをし入会した賛助会員及び名誉会員は本会对し、その他の会員については、都道府県師会を経由して本会に届け出るものとする。
- 2 都道府県師会は、前項の届け出を受けた場合並びに会員が定款第10条第1項第2号及び第4号に該当することを確認した場合には、理事会が別に定めるところにより本会にその旨報告する（第4条第2項の規定に基づき入会申し込みをし入会した賛助会員及び名誉会員が定款第10条第1項第2号に該当することとなった場合を除く。）ものとする。
- 3 会員が定款第10条第1項第1号に該当するに至った場合には、本会においてこれを直近の理事会に諮ったうえで会員資格を喪失させるものとする。
- 4 会員は、本会又は都道府県師会に退会を届け出た日の翌日に会員資格を喪失するものとする。
- 5 会員が定款第9条の規定に基づき除名されたとき及び定款第10条第1項第1号の規定に基づき会員資格を喪失したときは、本会から本人に対しその旨通知するものとする。

(会員名簿)

- 第7条 本会は、入会者について、会員の種別ごとに本会の管理する会員名簿に登録するものとし、第8条の変更の届出を受けた場合及び第6条の退会の届出を受けた場合等においては、登録内容の変更等必要な処理を行うものとする。

(登録内容の変更)

- 第8条 会員は、第2条第2項に該当するに至った場合、その他会員としての登録内容に変更が生じた場合は、第4条第2項の規定に基づき入会申し込みをし入会した賛助会員及び名誉会員にあつては本会に対し、その他の会員にあつては、都道府県師会を経由して速やかに届け出るものとする。
- 2 前項の届出を受けた都道府県師会は、理事会が別に定めるところにより本会にその旨報告するものとする。

(個人情報の保護)

- 第9条 本会は、業務上知り得た個人情報を、使用目的以外に使用することのないようその保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令等の遵守)

- 第10条 会員は、法令に違反する行為、定款第9条第1項第1号及び第2号に定める行

為、その他本会の倫理綱領を遵守しない等会員としてふさわしくない行為をしないよう努めなければならないものとする。

(損害賠償)

第 11 条 会員が前条の定めに反し本会に損害を与えたときは、当該会員に対しその賠償を求めることができるものとする。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議を得て行うものとする。

(委任)

第 13 条 この規程の施行について必要な細則は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。